

自転車の放置禁止区域について

懇談会での意見等

禁止区域について

- 自転車による商業施設利用や商業活動に与える影響が大きいことから、区域内の商業者の理解や合意を得て設定する必要がある。拙速に条例化すべきではなく時間をかけて進めるべき。
- 駐輪した場所から買物等での移動距離は約200mが限界、ここから離れた店舗の商業的損失や利便の低下が見込まれる。空地を利用して自転車ラックを増設するなど駐輪環境の準備をしてから区域を設定しなければ商業者や買物客に乱暴な措置となることから、少し時間をかけて条例化すべき。
- 通勤・通学等長時間駐輪自転車の駐輪場への誘導を行い、商業施設近くの駐輪スペースを買物客用に確保してから設定すべき。商業者等の理解や合意を得ながら実施時期を検討することが必要ではないか。
- 禁止区域内では長期間の放置自転車を積極的に撤去すべきであるが、買物など1時間程度のものの撤去は行き過ぎであり、撤去までの時間のある程度とることが必要ではないか。
- 条例制定＝禁止区域の設定により撤去費用等行政コストの増大が懸念されるが、駐輪場利用啓発により路上駐輪は改善傾向を示しており、駐輪マナーの向上によって低コストで問題を解消できる可能性がある。

区域の設定範囲について

- 地域全体が禁止区域となるのならば許容できるが、駅－1条通だけが禁止区域では、区域内の商業者には不利益ではないか。
- 区域周辺への影響が少なくなるよう放置自転車の多い地域を包括的に広く区域を設定することが必要。
- 駅－1条通だけを禁止区域にすると周辺へ放置自転車流出するなど影響が大きいことから、少なくとも2条通までを区域とすべき。
- 1条通以北も禁止区域とするのであれば、需要に応じた駐輪施設の設置を検討すべき。
- 駐輪環境の整った区域から禁止区域に指定すべきで、最初から広く設定すべきではない。
- 禁止区域に指定したことを一定期間しっかりと周知啓発すれば、区域を広くとることも可能ではないか。

施策の方向性

禁止区域の設定

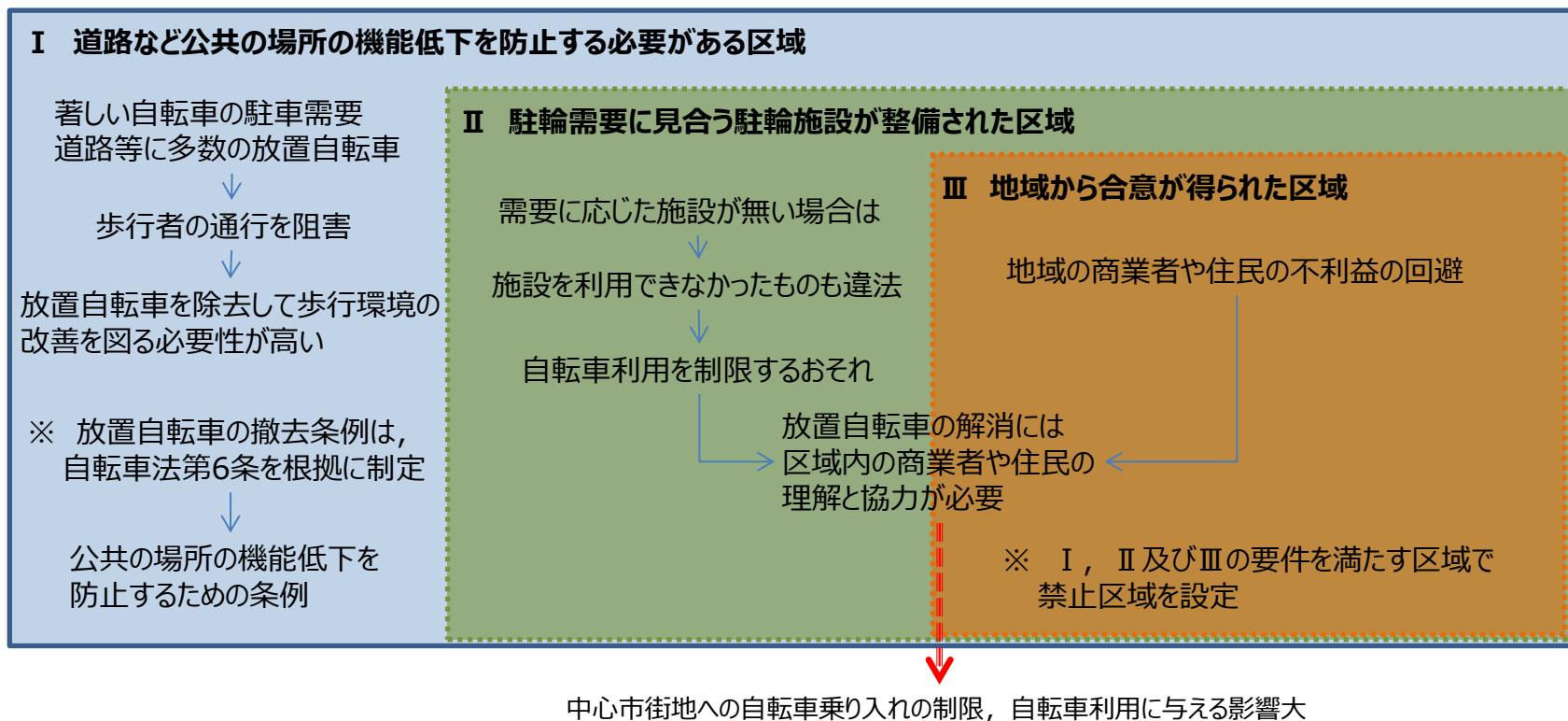
- 商業活動や住民生活に支障を生じさせない。
- 長時間駐輪が路上に生じにくい環境を形成する。
- 自転車の利用制限に繋がらない。
 - ・ 空地等を利用して自転車ラックを増設
 - ・ 近隣事業所に対して従業者の駅前等駐輪場の利用勧奨を働きかけ
 - ・ 通勤通学などの長時間駐輪を駅前等駐輪場へ誘導
 - ・ 買物等短時間駐輪は商業施設周辺の自転車ラックへ誘導
 - ・ 区域内商業者等の理解と協力
 - ・ 駐輪マナーの向上を啓発

禁止区域の区域設定範囲

- 需要に応じた駐輪環境が整備された区域への設定を原則とする。
(放置発生の必然性がなく、放置を禁止行為とする合理性の確保された区域)
- 区域周辺への放置自転車の流出などの影響を検討して範囲を設定。
- 広く設定する場合でも区域内の需要を高い割合で満たす駐輪環境が必要。
- 自転車の利用を制限しない区域設定とする。

自転車の放置禁止区域等の設定

1 放置禁止区域の設定要件（規制を行う区域の望ましい要件）



自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。「自転車法」）

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより、放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 から 6 まで 略

2 禁止区域等の設定範囲案

(1) 旭川駅から4条通まで並びに昭和通から緑橋通及び永隆橋通の一部まで

【要件Ⅰ】⇒○

駐車需要について、1及び2は商業施設や公共交通機関との乗り換えなどにより特に著しい、3及び4についても相当の需要があることから、道路等の機能低下を図る必要性は高い

【要件Ⅱ】⇒△

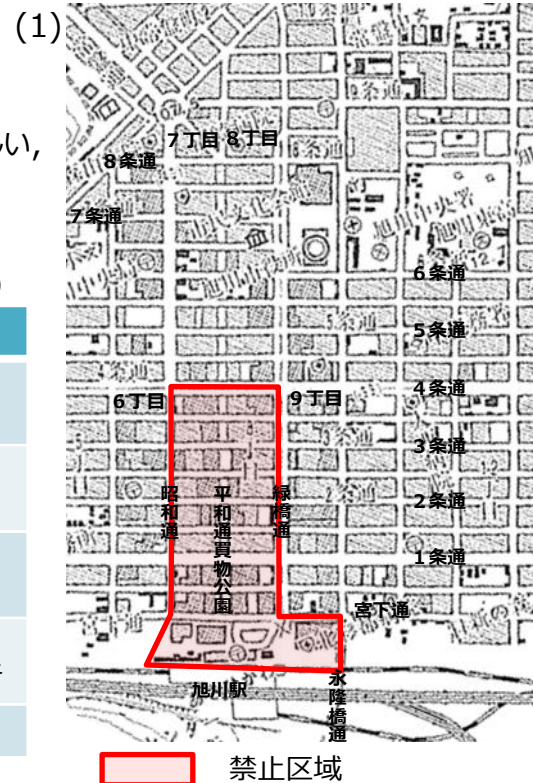
(単位：台)

	場所	駐輪需要	駐輪台数	過不足	要件	備考
1	旭川駅 － 1条通間	990	1,100	110	○	駅広900台、高架下200台
2	1条通 － 2条通間	390	96	△294	×	ラック16基設置 ⇒ 49基不足
3	2条通 － 3条通間	210	276	66	○	ラック46基設置
4	3条通 － 4条通間	290	96	△194	×	ラック16基設置 ⇒ 約32基不足
	計	1,880	1,568	△312	△	

1及び3の区域では需要を満たす駐輪環境にあるが、2及び4の区域では需要を大幅に下回り、1から4までの全域でも需要を312台下回っている。

【要件Ⅲ】⇒△

区域内の事業者や住民との路上駐輪自転車に対する規制についての合意は、今後の課題



(2) 旭川駅から1条通まで並びに昭和通から緑橋通及び永隆橋通の一部まで

【要件Ⅱ】⇒ ○

- ・旭川駅前広場駐輪場（900台）
- ・旭川駅高架下駐輪場（200台） 計1,100台により、区域内の駐輪需要を充足

【要件Ⅲ】⇒ △

区域内の商業者や住民との路上駐輪自転車に対する規制についての合意は、今後の課題

【要件Ⅰ】⇒ ○（△）

- ・駐車需要は、商業施設や公共交通機関との乗り換えなどにより著しい ⇒ ○

↓ しかし

- ・H25年度からの駐輪場への誘導案内を行い、路上駐輪は前年比1/3に減少

↓

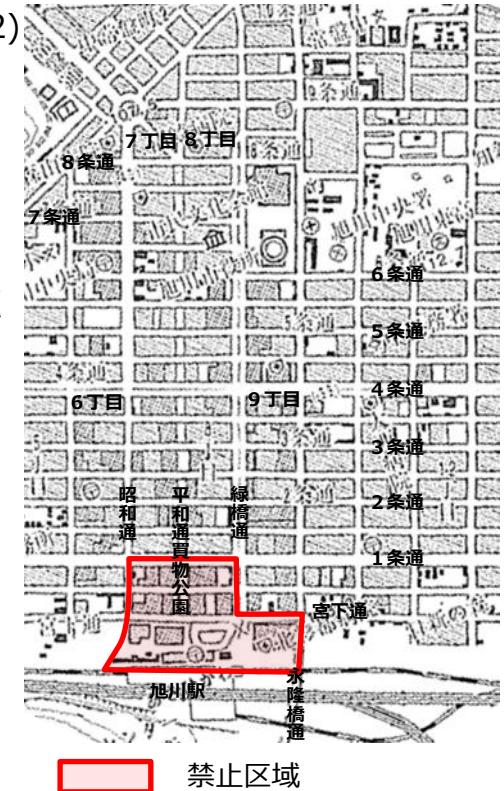
次の施策の実施により、長時間の路上駐輪はさらに減少する可能性がある。

- ・誘導案内方法の改善 通勤時間帯に実施など
- ・沿道事業所へ協力依頼 従業員の駐輪場利用など
- ・地域との協働による美化活動の実施など

↓

上記施策により低コストで放置自転車を解消する可能性がある区域
歩行環境改善の必要性低下 = 禁止区域設定の必要性低下 ⇒ △

(2)

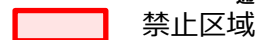


(3)

【要件Ⅱ】 $\Rightarrow \bigcirc$

- ・旭川駅前広場駐輪場（900台）
 - ・旭川駅高架下駐輪場（200台）
- 計1,100台により、区域内の駐輪需要を充足

現時点で、区域内の商業者、住民ともなく、合意の必要性は低い。



(4) 禁止区域 + 規制区域 + 指導区域

ア 禁止区域

自転車の放置を禁止する区域

放置を確認した自転車は、即時又は一定時間の経過後に撤去することができる。

撤去・保管自転車の返還時には、保管等に係る費用の徴収を行う。

※ 放置とは、自転車利用者がその場を離れ、直ちに移動できないもの

イ 規制区域

自転車の放置を規制する区域（禁止区域よりも緩やかな規制）

放置自転車は、是正命令、整理や移動の対象

命令後相当の期間放置されているものは、警告の上撤去する。

ウ 指導区域

自転車の放置に対しては、指導により対応

歩行環境を阻害するなど公共の場所の管理上支障となる自転車は、整理や移動の対象

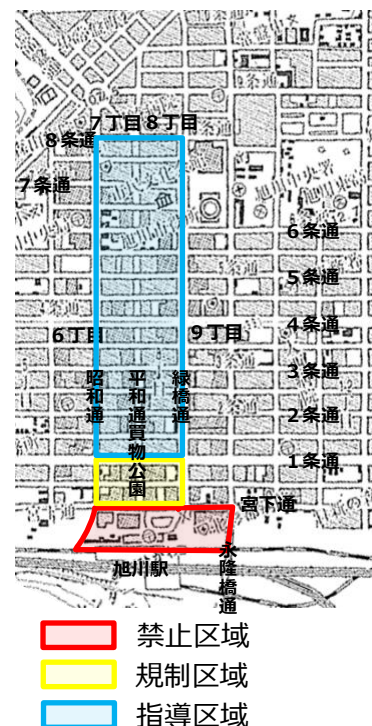
エ 区域の範囲

	禁止区域	規制区域	指導区域
(ア)	旭川駅前広場から1条通まで 昭南通から永隆橋通（一部緑橋通）まで	—	1条通から8条通まで 昭南通から緑橋通まで
(イ)	旭川駅前広場から宮下通まで 昭南通から永隆橋通まで	宮下通から1条通まで 昭南通から緑橋通まで	1条通から8条通まで 昭南通から緑橋通まで

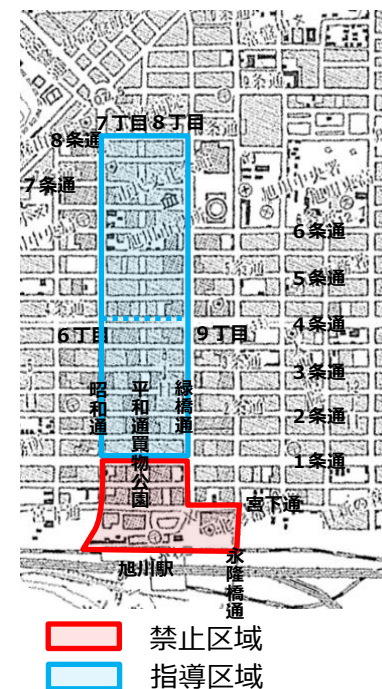
【禁止区域の要件Ⅰ～Ⅲ】 ⇒ ○

2の(2), (3)に同じ

(イ)



(ア)



※ 規制区域や指導区域の設定により、禁止区域周辺への影響の緩和が期待できる。

3 旭川市自転車の放置の防止に関する条例（仮称）骨子案

1 この条例の目的

自転車の駐車秩序を確立し、道路その他の公共の場所における自転車の放置を防止して良好な歩行環境を確保し、及び景観を保全して、交通環境、生活環境及び都市機能の向上を図ること目的とする。

2 用語の定義

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- (3) 駐輪場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設
- (4) 放置 公共の場所において自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」）が自転車を離れて速やかに当該自転車を移動することができない状態にあること。

3 責務

(1) 市

市長は、この条例の目的を達成するために自転車の放置防止に関し必要な施策を実施する責務を有する。

(2) 自転車利用者

ア 利用者等は、公共の場所に自転車を放置しないこと、市長が実施する施策に協力することの努力義務を負う。

イ 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名を明記すること、当該自転車について防犯登録を受けることの努力義務を負う。

(3) 施設設置者

官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、事務所、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、市長の実施する施策に協力する努力義務を負う。

(4) 自転車小売業者

自転車の小売りを業として営む者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対して、防犯登録の勧奨に努めるとともに、市長が実施する施策に協力する努力義務を負う。

(5) 公共交通事業者

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「公共交通事業者」という。）は、市長が実施する施策に協力する努力義務を負う。

4 自転車の放置の防止

(1) 放置禁止区域等及び放置指導区域の指定

- ア 市長は、駐輪場が整備されている区域内で、自転車の放置により良好な生活環境等が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を、自転車の放置禁止区域（以下「放置禁止区域」）として指定することができる。
- イ 市長は、放置禁止区域の周辺の地域において、自転車の放置が増大し、良好な生活環境等が阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置規制区域（以下「放置規制区域」）として指定することができる。
- ウ 市長は、自転車の放置の発生により、良好な生活環境等が阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置指導区域（以下「放置指導区域」）として指定することができる。
- エ 市長は、必要があると認められるときは、放置禁止区域若しくは放置規制区域（以下「放置禁止区域等」）又は放置指導区域を変更し、又は解除することができる。
- オ 市長は、放置禁止区域等又は放置指導区域を指定したときは、これらを告示するものとする。当該指定を変更し、又は解除したときも同様とする。

(2) 自転車の放置の禁止

自転車の利用者等は、放置禁止区域等内において自転車を放置してはならない。

(3) 放置に対する措置

- ア 市長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。
- イ 市長は、放置規制区域等内に自転車が放置されているときは、当該自転車を駐輪場その他適切な場所に移動し、又は当該自転車の利用者等に対し、駐輪場その他適切な場所に移動することを命ずることができる。
- ウ 市長は、放置規制区域内において、自転車の利用者等が命令に従わず、相当の期間を経過してもなお自転車を放置しているときは、当該自転車を撤去することができる。
- エ 市長は、放置指導区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車の利用者等に対して駐輪場その他適切な場所に移動することを指導することができる。
- オ 市長は、放置指導区域内に自転車が放置されていることにより、公共の場所の管理上支障に支障となると認めるときは、当該自転車を駐輪場その他適切な場所に移動することができる。この場合において、市長は、自転車を移動したこと等を当該自転車が放置されていた場所に掲示するものとする。
- カ 市長は、ア又はウの規定に基づき自転車を撤去したときは、当該自転車を保管しなければならない。

(4) 保管した自転車の取扱い

- ア 市長は、自転車を保管したときは、これを告示しなければならない。
- イ 市長は、自転車の保管に不相当な費用がかかるときは、当該自転車を売却し、当該売却代金を保管することができる。この場合において、市長は、当該自転車につき、買受人がないとき、又は形状その他の要素を勘案して売却することができないと認めたときは、当該自転車等の廃棄等の処分をすることができる。
- ウ 市長は、保管した自転車の利用者等が判明したときは、当該保管した自転車を返還するものとする。

(5) 費用の徴収

- ア 市長は、(3)のア又はウの規定に基づき撤去し、保管した自転車について、当該自転車の撤去及び保管に要した費用として〇〇〇〇円を当該自転車の返還を受けようとする者から徴収することができる。
- イ 市長は、特に理由があると認めたときは、アに規定する額を免除することができる。

4 条例の施行時期等

